

第1回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年1月4日(月)
開会 午後3時35分
閉会 午後4時20分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 7番 西山 哲

8番 前田 勉

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 1号	農地法第5条の申請について	7件
議案第 2号	農地法第3条の申請について	6件
議案第 3号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年 農地中間管理事業	7件 3件

8. 報告事項

報告第 1号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件
報告第 2号	農地等の形質変更届出について	1件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>										
議長	<p>それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 西山 哲委員、8番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、3つです。</p> <table data-bbox="411 775 1334 1003"> <tr> <td>議案第1号 農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号 農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td>利用権設定 通年 7件 農地中間管理事業 3件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table data-bbox="411 1111 1315 1196"> <tr> <td>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第2号 農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第1号 農地法第5条の申請について	7件	議案第2号 農地法第3条の申請について	6件	議案第3号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 7件 農地中間管理事業 3件	報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第2号 農地等の形質変更届出について	1件
議案第1号 農地法第5条の申請について	7件										
議案第2号 農地法第3条の申請について	6件										
議案第3号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 7件 農地中間管理事業 3件										
報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について	3件										
報告第2号 農地等の形質変更届出について	1件										
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第1号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>										
事務局	<p>議案第1号 7件について御説明します。 議案の1ページ、1番になります。 図面は、1ページから6ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、宅地拡張及び乗入口、駐車場整備のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、2番になります。 図面は、7ページから13ページになります。</p>										

事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、3番になります。 図面は、14ページから20ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、4番になります。 図面は、21ページから24ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、物置設置及び駐車場として敷地の拡張のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、5番になります。 図面は、25ページから29ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、6番になります。 図面は、30ページから34ページになります。</p>
-----	---

事務局	<p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、店舗建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、7番になります。 図面は、35ページから42ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の申請については以上7件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>2世帯住宅にしたいということです。 排水は、合併浄化槽を設置され既設水路へ放流されます。 生産組合長、区長の承諾もあり、私も問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、1番について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>周りはほとんど住宅地になっていて、周囲の人に聞いてみましたけども、何も問題ないと思います。 生活雑排水は下水道に接続され、雨水は既設水路へ放流されます。 区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので、私も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、2番について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○番委員	<p>ここの周辺は住宅地になっております。下水道も通ってますし、営農関係も問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長の印もありましたので、私も押しております。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に内容ですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>現地を確認に行ってきましたが、特段周辺営農への影響もない場所だと思います。</p> <p>排水については、既設の水路へ接続されることになっており、区長、生産組合長の印もありましたので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、4番について、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に内容ですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>現地の周りは、畑がありますがだんだん住宅が建ってきております。</p> <p>生活排水は合併浄化槽に接続し、雨水はすぐ隣の市道の側溝に入れるように計画してありましたので、特別問題はないと思います。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、5番について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請地の上の方も住宅が建って、住宅地になっています。すぐ下まで下水が来ておりますので、下水に接続されることになっています。雨水は既設の道路側溝に接続です。</p> <p>当初は、店舗兼住宅で計画されていましたが、店舗のみの建設ということで申請が上がってきております。区長、生産組合長の印もありましたし、私も問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。6番について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>太陽光発電のための申請ということです。9人ほど地主がいて、地区での話し合いもありました。生産組合長、区長の判も全部ありましたので、私も承諾したところです。</p> <p>ひとつ確認ですが、譲受人ですが、以前もこの近くで開発したんですけど、地元の説明したとおりに工事をしない。図面のとおり完了しなかったことがあります。計画通りに施工しなかったら、あとから許可を取り消しますとか条件をつけるとかできないんでしょうか。完了検査で地元の承諾印がなかったら許可を取り消しますとかなんとかですよ。</p>
議長	<p>今、お話しがありましたけれども、何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p>
○番委員	<p>図面のとおり出来上がらないということは、違法建築ということになるわけでしょ？</p>
事務局	<p>当然ながら、計画があつて計画通りに完了して、転用完了となりますので、もともとの転用計画のとおり当然してもらわないと、転用完了にはならないと理解しております。</p>
○番委員	<p>完成検査というのは、農業委員会でされるわけですか？建設課ですか？</p>
事務局	<p>転用許可についての竣工検査は行っていません。担当地区の農業委員さんの確認の印鑑までです。</p>
○番委員	<p>法務局に出す書類に農業委員会の完了証明がいますもんね。</p>
事務局	<p>そうですね。検査ということ自体はありません。</p>
○番委員	<p>だから、図面を出して、工事は違法にしましても、そこに何も法的拘束力もなかったらやりたい放題になってしまうのでは？</p>
事務局	<p>いや、転用完了できませんので。</p>
○番委員	<p>そう、転用完了できないけど、印鑑をもらえばできるわけでしょ？</p>
事務局	<p>農業委員さんの印鑑ということですか？</p>
○番委員	<p>そう、農業委員さんの印鑑をもらえばできるわけですよ？完了検査はないので。</p>
事務局	<p>いや、計画通りにできてなければ、農業委員さんは印鑑押さないわけですよ？</p>
○番委員	<p>はい。でも適当に言って、もうこれでしょうがないねっていうことになれば、押してあるわけですよ？</p>

○番委員	図面と違うので、何度か手直しをさせてから印鑑を押しました。
○番委員	農業委員としてもですよ、完成検査を自分がして印鑑を押すのですが、図面通りになってないので、印鑑打てませんと言っても、農業委員としてもここまでしてください。としか言われたいわけでは？なんの拘束力もないから、図面どおりにして下さいと言うしかないわけでは？ 何も向こうとの取引はできないわけでは？
事務局	まず、転用の許可すべてに計画通りに施工することという条件がついていますので、計画通りに施工されなければ、工事のやり直しが必要になったり、許可が取り消しになります。 事務局として、現地の完了の確認は完了届に添付された写真で確認し、現地確認は農業委員さんをお願いしているところです。 写真をみて、計画と違うようであれば、現地を確認し計画が変更になったのか等を確認し、完了済み証明を発行する前に変更の手続き等を案内しているところです。
議長	はい。ありがとうございました。 では、この7番については完了のときには、担当の農業委員さんと事務局、そして私も一緒に現地を確認してチェックするようにしましょうか。
○番委員	はい。わかりました。
議長	ありがとうございました。他に7番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 他に無いようですので、農地法第5条の申請 7件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第2号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号 6件について御説明します。 議案の4ページ・5ページの1番から6番になります。 申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第2号 については以上6件です。

議長	<p>ありがとうございました。それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページ・5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第2号 農地法第3条の申請6件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 利用権設定の通年7件について、御説明します。</p> <p>初めに、計画の修正の申し出がっておりますので、修正をお願いします。議案の9ページをご覧ください。借賃について年額2万円ということで計画書が提出されておりましたが、双方から申出がありまして、反当り5千円に変更するとのことでした。9ページの計画書と6ページ3番の借賃の修正をお願いします。</p> <p>では、議案の6ページ・7ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が7名で、面積は田が12,632㎡、畑が6,175㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を8ページから12ページに掲げております。</p> <p>議案第3号 利用権設定の通年については以上7件です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、利用権設定の通年7件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>はい。4番についてですが、借地代が高いなと思うんですけど、面積212㎡で、7万円ということは、どういう計算ですか？ハウスですか？</p>
事務局	<p>これは、反当り7万円の計算になっています。</p> <p>はい。花苗のハウスです。</p>
○番委員	<p>はい。わかりました。</p>

議長	<p>ありがとうございました。他にありませんか <なし> 他に無いようですので、議案第3号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年7件については申し出のとおり決定します。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号 農地中間管理事業（集積計画一括方式）についてですが、3番の申出については、〇〇〇〇委員が申請人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきます。</p> <p>（〇〇〇〇委員 退出）</p> <p>それでは議案第3号 農地中間管理事業（集積計画一括方式）、3番の申出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地中間管理事業（集積計画一括方式）3番の申出について、御説明します。</p> <p>議案は13ページになります。 農用地利用集積計画書を16ページに掲げております。 貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。 面積は田が1,222㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は10年です。</p> <p>議案第3号農地中間管理事業（集積計画一括方式）3番の申出については以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第3号 農地中間管理事業（集積計画一括方式）、3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第3号 農地中間管理事業（集積計画一括方式）、3番については申し出のとおり決定します。</p> <p>〇〇〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。 （委員 着席）</p> <p>事務局より、議案第3号 農地中間管理事業（集積計画一括方式）3番を除いた2件について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第3号 農地中間管理事業(集積計画一括方式) 3番を除いた2件について御説明いたします。</p> <p>議案は13ページになります。1番・2番です。 農用地利用集積計画書を14ページ・15ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。 面積は田が11,483㎡、貸付人2名、借受人1名となっております。期間は10年です。</p> <p>議案第3号 農地中間管理事業(集積計画一括方式)については以上2件です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第3号 農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第3号 農地中間管理事業(集積計画一括方式)2件については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 について御説明いたします。 議案の17ページ・18ページです。 3件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。</p> <p>報告第1号 については以上です。</p>
議長	<p>それでは、報告第1号 3件について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、続きまして報告第2号 農地等の形質変更届出について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第2号 について御説明します。 議案の19ページ、1番になります。 図面は、43ページから46ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 かさ上げして、野菜を作付し畑として利用する届出です。</p> <p>報告第2号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>道路より2mぐらい下がっていたところで水捌けが悪いため、嵩上げして畑にするということでした。 周辺への影響はないと思います。</p>
議長	<p>報告第2号 農地等の形質変更届出について、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第1回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>